

○農林水産省令第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十八条第二項の規定に基づき、農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

農薬の販売の禁止を定める省令の一部を改正する省令

農薬の販売の禁止を定める省令（平成十五年農林水産省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

十二 〇・〇ージメチルー〇ー (四一ニトロフエニル) ホスホロ
チオアート (別名メチルペラチオン)

十三 〇・〇ージエチルー〇ー (四一ニトロフエニル) ホスホロ
チオアート (別名ペラチオン)

十四 水銀及びその化合物

十五 二・四・五一トリクロロフエノキシ酢酸 (別名2, 4, 5
一エ)

十六 硫酸鉛

十七 水酸化トリシクロくキシルスズ (別名シくキサチン)

十八 Nー(一・一・二・二一テトラクロロエチルチオ)一四一
シクロくキセンー一・二一ジカルボキシミド (別名ダイホルタ
ン又はカプタホル)

十九 ペンタクロロフエノール (別名PCP)

二十 二・四・六一トリクロロフエニル一、一ニトロフエニル五
一チル (別名CNP又はクロロニトロフエニ)

二十一 ペンタクロロニトロベンゼン (別名PCNB又はキント
ゼン)

二十二 二・二・二一トリクロロ一・一ービス (四一クロロフ
エニル) エタノール (別名ケルセン又はシロホル)

二十三 ペンタクロロベンゼン

二十四 アルファ一・二・三・四・五・六一くキサクロロシク
ロくキサ

二十五 ズ一ター一・二・三・四・五・六一くキサクロロシク
くキサ

二十六 テカクロロペンタシクロ [五・三・〇・〇一・六・〇三・九・
〇四・六] テカン一五一オン (別名クロルテロン)

二十七 六・七・八・九・十・十一くキサクロロ一・五・五^a
・六・九・九^aくキサヒドロ一六・九一メタン一四・三
一ベンジチオキサチエピルニ一オキシド (別名ベンジエピル
又はヒンドスルファン)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。